教育再生実行会議の
これまでの議論と今後について

文部科学省生涯学習政策局政策課
教育改革推進室長
神山 弘

教育再生実行会議のこれまでの提言とそれを受けた取組

第一次提言 いじめの問題等への対応について(平成25年2月26日)

・道徳教育の抜本的改善・充実
・いじめ対策
・体罰禁止の徹底

⇒

・「いじめ防止対策推進法」成立（平成25年6月21日）
・文部科学省の有識者懇談会の報告（平成25年12月26日）を受け、中教審「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」とりまとめ（平成26年10月21日）
・道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布（「心のノート」の全面改訂）（平成26年度より使用開始）

第二次提言 教育委員会制度等の在り方について(平成25年4月15日)

・地方教育行政の権限と責任の明確化

⇒

・中教審「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」とりまとめ （平成25年12月13日）
・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」成立（平成26年６月13日）

第三次提言 これからの大学教育等の在り方について(平成25年5月28日)

・グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
・イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
・学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
・社会人の学び直し機能を強化　・大学のガバナンス改革

⇒

・平成26年度予算に反映（官と民が協力した海外留学支援制度の創設、スーパーグローバル大学創成支援、スーパーグローバルハイスクール等）
・中教審「大学のガバナンス改革の推進について(審議まとめ)」とりまとめ（平成26年2月12日）
・「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」成立（平成26年6月20日）
・小学校3年生からグローバル化に対応した英語教育を行う「英語教育改革実施計画」の公表（平成25年12月13日）、有識者会議において「今後の英語教育の改善・充実方策について　報告」とりまとめ（平成26年9月26日）

第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(平成25年10月31日)

・高校教育の質の向上（達成度テスト（基礎レベル）の創設等）
・大学の人材育成機能の強化
・大学入学者選抜改革（達成度テスト（発展レベル）の創設、多面的・総合的な選抜への転換等）

⇒

・中教審において審議経過報告を取りまとめ（平成26年3月25日）高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的な改革に向けて、中教審で議論を継続

第五次提言 今後の学制等の在り方について(平成26年7月3日)

・新しい時代にふさわしい学制（幼児教育、小中一貫教育、職業教育等）
・教員免許制度の改革
・教育を「未来への投資」として重視

⇒

・中教審に諮問（平成26年7月29日）、平成27年通常国会において、関係法案の提出を目指すなど、今後、着実に実行

第一次提言「いじめの問題等への対応について」(平成25年2月26日)を受けた取組状況

1.道徳教育の抜本的改善・充実

【道徳の教科化】

○　**中教審「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成26年10月21日）**

<主なポイント>

- 道徳の時間を「特別の教科　道徳」（仮称）として位置付ける
- 目標を明確で理解しやすいものに改善する
- 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
- 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善する
- 「特別の教科　道徳」（仮称）に検定教科書を導入する
- 一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための評価に改善する

【教材の充実】

○　**道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布（「心のノート」の全面改訂）**

小学校1・2年　小学校3・4年　小学校5・6年　中学校

2.いじめ対策

○　**「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、同年9月28日施行）**
「いじめの防止等のための基本的な方針」策定（平成25年10月11日）

<都道府県・市町村の対応状況（平成26年10月1日現在）>

- 地方いじめ防止基本方針

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうか検討中		策定しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
都道府県	46	97.9%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%
市町村	707	40.5%	833	47.7%	205	11.7%	0	0.0%

- いじめ問題対策連絡協議会（学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察等いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織）

	条例による設置		条例によらない設置		設置に向けて検討中		設置するかどうか検討中		設置しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
都道府県	17	36.2%	26	55.3%	4	8.5%	0	0.0%	0	0.0%
市町村	162	9.3%	370	21.2%	790	45.3%	333	19.1%	90	5.2%

- 教育委員会の附属機関（教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との連携の下、いじめ防止等のための対策を実効的に行うための組織）

	設置済み		設置に向けて検討中		設置するかどうか検討中		設置しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
都道府県	29	61.7%	7	14.9%	2	4.3%	9	19.1%
市町村	292	16.7%	807	46.2%	500	28.6%	147	8.4%

- 地方公共団体の長の附属機関（重大事態発生時に学校の設置者又は学校の実施した調査結果の再調査を行う組織）

	設置済み		設置に向けて検討中		設置するかどうか検討中		設置しない	
	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比	該当数	構成比
都道府県	33	70.2%	10	21.3%	2	4.3%	2	4.3%
市町村	173	9.9%	673	38.6%	705	40.4%	194	11.1%

- 学校いじめ防止基本方針

	策定済み	構成比
小学校	20,072	97.7%
中学校	10,076	96.2%
高等学校	4,708	92.1%
特別支援学校	1,024	94.1%
合計	35,880	96.4%

※ 確認できた学校のみ計上

- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

	設置済み	構成比
小学校	20,302	98.8%
中学校	10,337	98.6%
高等学校	4,965	97.1%
特別支援学校	1,057	97.2%
合計	36,661	98.5%

※ 確認できた学校のみ計上

第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(平成25年4月15日)を受けた取組状況

地方教育行政の権限と責任の明確化

○　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」
（平成26年６月20日公布、平成27年4月1日施行）

POINT①　教育長　教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

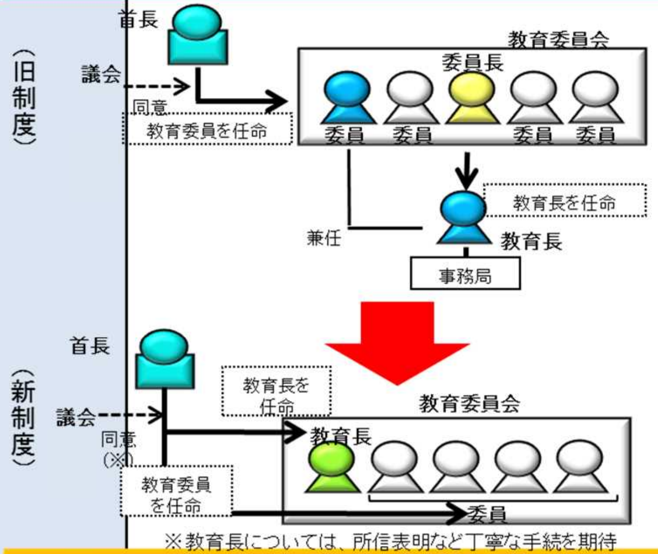

✓　首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

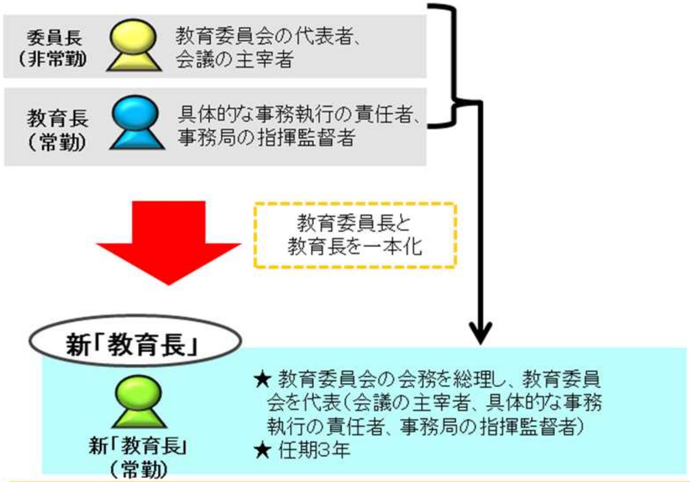

✓　第一義的な責任者が教育長であることが明確に
✓　緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

POINT②　教育委員会　教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

POINT③　総合教育会議　すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

（総合教育会議）

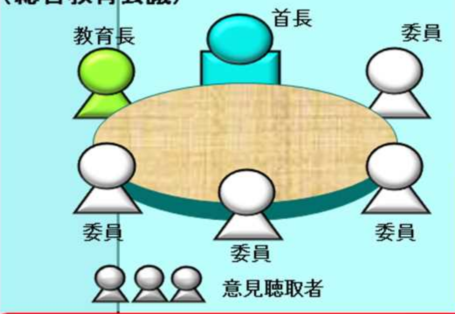

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。
  （必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議、調整事項は以下のとおり。
  ①教育行政の大綱の策定
  ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④　大綱　教育に関する「大綱」を首長が策定

第三次提言「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日）を受けた取組状況

1.グローバル化に対応した環境づくり

○　**スーパーグローバル大学創成支援(平成27年度概算要求77億円(前年同))**

我が国の高等教育の国際競争力の向上を目的に、世界レベルの教育研究を行うトップ大学や国際化を牽引するグローバル大学に対して、制度改革と組み合わせ重点支援を行う。

○タイプA（トップ型）：13校

北海道大学	国立
東北大学	国立
筑波大学	国立
東京大学	国立
東京医科歯科大学	国立
東京工業大学	国立
名古屋大学	国立
京都大学	国立
大阪大学	国立
広島大学	国立
九州大学	国立
慶應義塾大学	私立
早稲田大学	私立

○タイプB（グローバル化牽引型）：24校

千葉大学	国立	国際基督教大学	私立
東京外国語大学	国立	芝浦工業大学	私立
東京芸術大学	国立	上智大学	私立
長岡技術科学大学	国立	東洋大学	私立
金沢大学	国立	法政大学	私立
豊橋技術科学大学	国立	明治大学	私立
京都工芸繊維大学	国立	立教大学	私立
奈良先端科学技術大学院大学	国立	創価大学	私立
岡山大学	国立	国際大学	私立
熊本大学	国立	立命館大学	私立
国際教養大学	公立	関西学院大学	私立
会津大学	公立	立命館アジア太平洋大学	私立

タイプA採択構想例（東京工業大学）

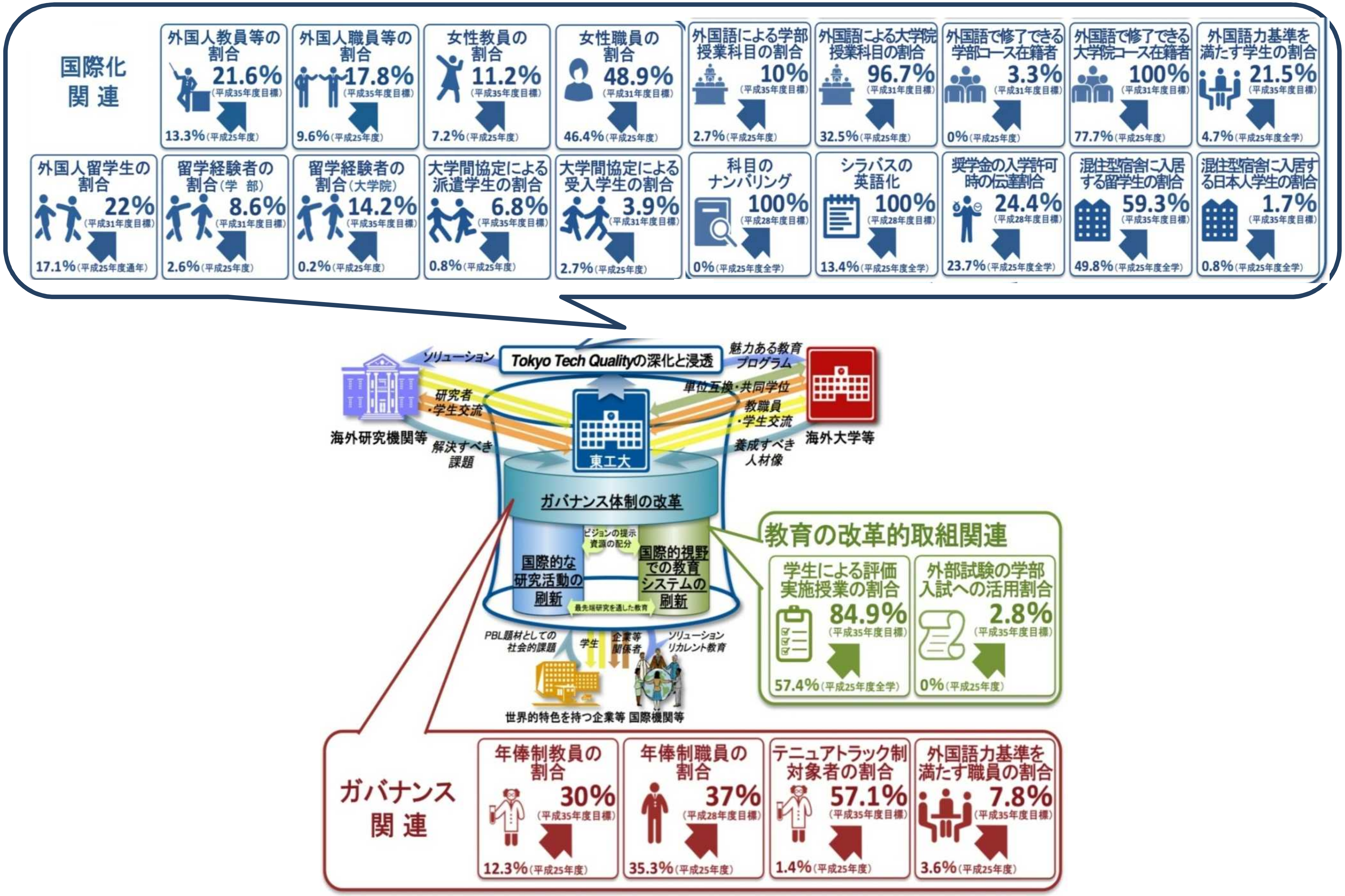

タイプB採択構想例（東京芸術大学）

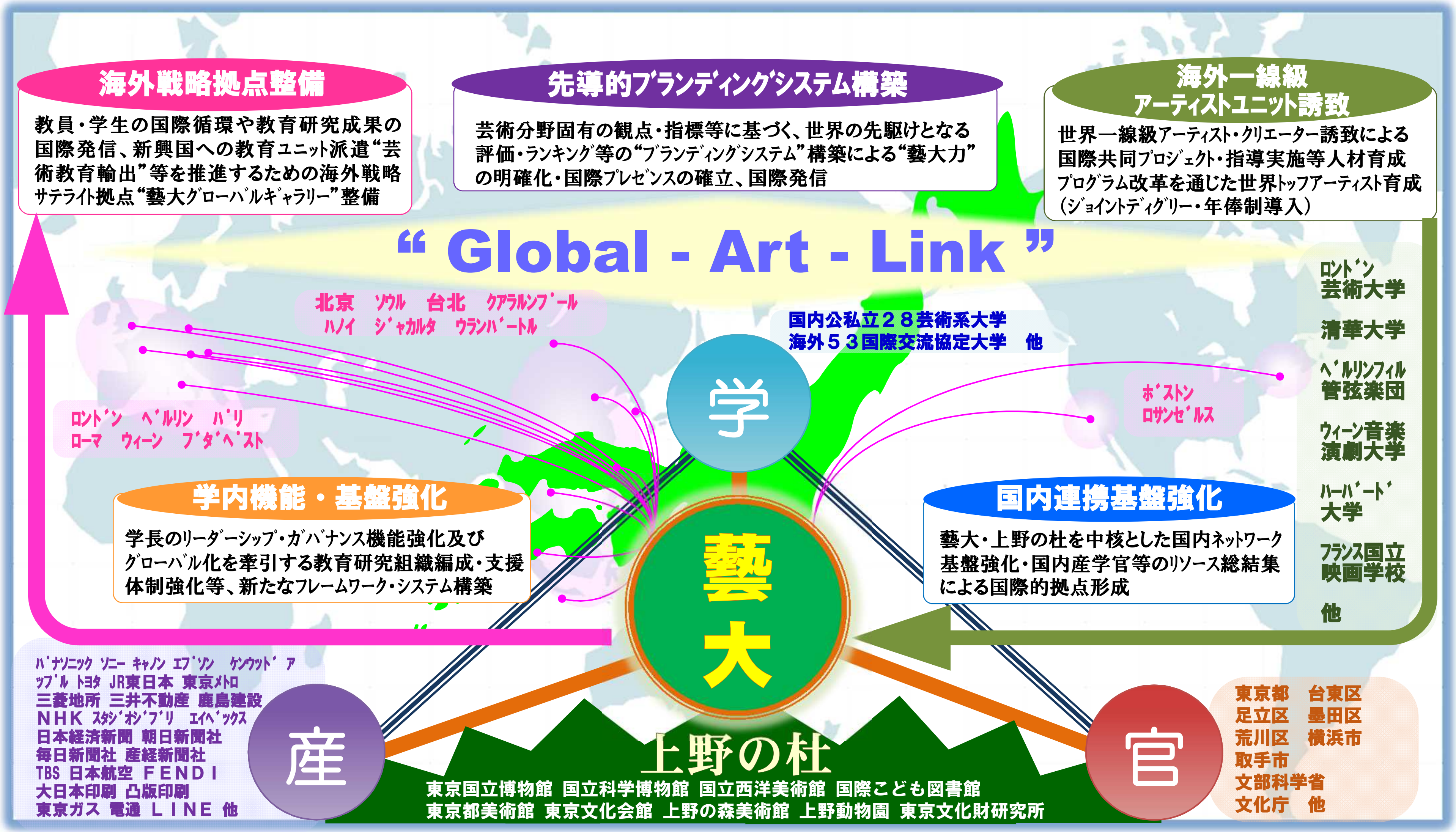

○　官民が協力した海外留学支援制度の拡充等

留学促進キャンペーン**「トビタテ！留学JAPAN」**を推進し、若者の海外留学への機運を醸成するとともに、官と民が協力した新たな海外留学支援制度を創設し、奨学金等の拡充による留学経費の負担軽減及び質の向上を図る。

【国費による支援】

海外留学支援制度の拡充（平成27年度概算要求　121億円（33億円増））

【民間資金による支援】

「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」の実施

（平成26年8月末より第1期派遣留学生323名が順次留学開始。平成26年10月より第2期派遣留学生（500名）を募集・選考開始。

平成26年9月30日現在、92企業･団体より2020年までに約85億円寄附見込み。）

第1期派遣留学生壮行会の様子

（第1期派遣留学生選考結果）

	応募人数	最終選考
学生数	1700人	323人
在籍学校数	221校	106校

留学地域別　派遣留学生数

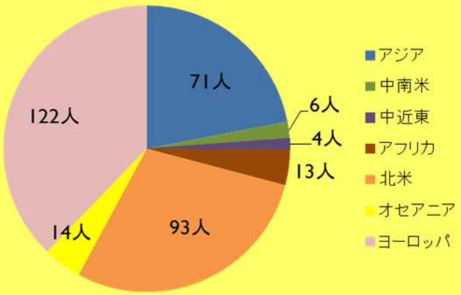

○　**英語教育の抜本的拡充**

東京オリンピック・パラリンピックを迎える2020年を見据え、グローバル化に対応した英語教育を行う**「英語教育改革実施計画」**を公表（平成25年12月13日）。同計画の具体化のため、有識者会議において、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すとした**「今後の英語教育の改善・充実方策について　報告」**をとりまとめ（平成26年9月26日）。

＜報告のポイント＞

- ・　小・中・高一貫した目標設定、小学校３年生からの外国語活動を導入、５年生からの教科化、中・高校の言語活動の高度化(発表・討論・交渉等)
- ・　高校・大学の英語力評価及び入学者選抜の改善(４技能評価、資格・検定試験の活用促進)
- ・　学校における指導体制の充実（2019年度までに全小学校でALTを確保、小学校の教科化等に向けた研修・養成の改善・充実)

○　**スーパーグローバルハイスクール(平成27年度概算要求24億円(16億円増))**

グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高校を指定し、質の高いカリキュラムを実践する。

【平成26年指定校】　56校

高校生によるインドネシア
地元住民への聞き取り

2.イノベーション創出のための教育･研究環境づくり	○　**理工系プロフェッショナル教育推進事業** **（平成27年度概算要求　50億円(新規)）** 大学が中心となって高度技術開発人材とグローバル経営戦略人材を育成する体系的なプロフェッショナル教育プログラムを開発する取組を最大７年間支援。

3.学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能強化	○　**大学教育再生加速プログラム(平成27年度概算要求　20億円(10億円増))** ・　大学教育改革を加速させ、全学的に教育方法の質的転換を図る先導的な大学を最大５年間支援 ・　「アクティブ・ラーニング」、「学修成果の可視化」、「入試改革・高大接続」、「長期学外学修プログラム」を実施する大学を支援

4.社会人の学び直し機能強化	○　**成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進** **（平成27年度概算要求　24億円(7億円増)）** 専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等がコンソーシアムを組織し、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、学生、子育て等のために離職している女性等が実践的な知識・技能を身につけるためのシステムを構築。

5.大学のガバナンス改革	○ **「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」** **(平成26年6月27日公布、平成27年4月1日施行)** 大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図る。 ・ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどること ・ 教授会は、教育研究に関する事項について審議し、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあること ・ 国立大学法人の学長選考会議は学長選考の基準を定めること ・ 国立大学法人の経営協議会の委員の過半数を学外委員とすること 等 ○ **「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律及び学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令について（通知）」及び「内部規則の総点検・見直しの実施について（事務連絡）」を発出（平成26年8月29日）** 改正法施行期日の平成27年4月1日までに、法令改正の趣旨等に基づき、例えば以下のような観点を踏まえて、各大学に内部規則の総点検・見直し等を行うことを求めている。 ・ 校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されているか ・ 教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に意見を述べる関係にあることが担保されているか ・ 法律上、教授会の審議事項が「教育研究に関する事項」であることが、実効的に周知されているか 等

第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(平成25年10月31日)を受けた取組状況

・高校教育の質の向上(達成度テスト(基礎レベル)の創設等) ・大学の人材育成機能の強化 ・大学入学者選抜改革(達成度テスト(発展レベル)の創設、多面的･総合的な選抜への転換等)	○　**高大接続改革について、中教審高大接続特別部会において、答申に向けて審議中。** <議論の方向性> （１）各大学のアドミッション・ポリシーに基づく大学入学者選抜の確立 ・　アドミッション・ポリシーの明確化 ・　入学希望者に求められる学力を評価する新テスト（「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」）の導入 （２）高等学校教育の質の確保・向上 ・　生徒が、国家と社会の形成者となるための教養・行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備 ・　学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質･能力の観点からの構造の見直しや、主体的・協働的な学習・指導方法（アクティブ･ラーニング）の飛躍的充実 ・　教育の質の確保・向上を図り､生徒の学習改善に役立てるため、新テスト(「高等学校基礎学力テスト(仮称)」)を導入 （３）大学教育の質的転換の断行 学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展･向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム･マネジメントを確立(ナンバリング等)するとともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換 （４）改革を実現するための「高大接続改革実行プラン（仮称）」の策定 ○　大学教育再生加速プログラム(平成27年度概算要求20億円(10億円増))（再掲）

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）（案）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

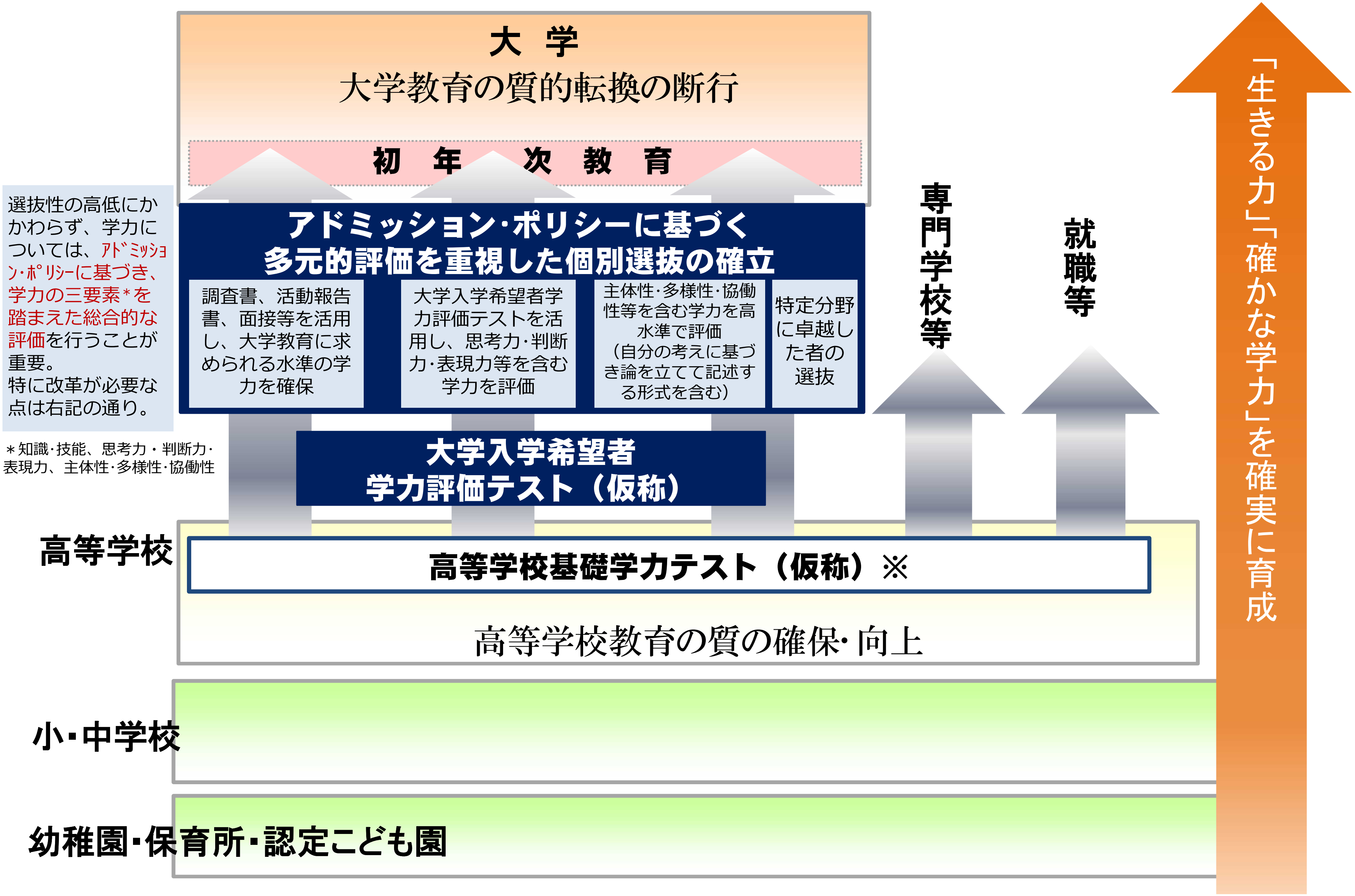

第五次提言「今後の学制等の在り方について」(平成26年7月3日)を受けた取組状況

・小中一貫教育学校（仮称）の制度化 ・高等教育機関における編入学等の柔軟化	○　**小中一貫教育の制度化、高等教育機関における編入学等の柔軟化、教員の資質能力と学校組織全体の総合力を高めるための方策について、中教審に諮問（平成26年7月29日）、審議中。平成27年通常国会において、関係法案の提出を目指す** ・小中一貫教育の制度化をはじめとする学校連携の一層の推進 ①　小中一貫教育学校（仮称）（教員免許制度の在り方を含む） ・意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化 ②　高校早期卒業 ③　国際化に対応するための大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和 ④　大学編入学資格の弾力化（高校等専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学） ・これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方 ○　**教育再生の実行に向けた教職員指導体制の整備** **(平成27年度概算要求 1兆5,258億円)** 10年後の学校の姿を見据えた新たな教職員定数改善計画(案)(10年間(31,800人))を策定し、教員の「質」と「数」の一体的な強化を進める。その初年度分として、教育の質の向上やチームとしての学校の教育力最大化に必要な2,760人の定数改善を計上。 《義務標準法の改正を予定》

・フリースクールなどの学校外の教育機会の位置付けの検討 ・夜間中学の設置促進	○　**フリースクール等に関する調査研究** **（平成27年度概算要求　１億円(新規)）** 　国内外におけるフリースクール等の教育制度及び運用の実態について調査を行い、今後の位置付け等について検討を行うとともに、学校復帰や社会復帰を支援しているフリースクールを含めた学校外の不登校支援施設・機関による指導体制の在り方に関する先進的調査研究を実施する。 ○　11月下旬に**フリースクール等フォーラム（仮称）**及び**不登校フォーラム（仮称）**を開催し、民間での取組の成果や課題を共有した上で、年内に不登校施策及びフリースクールに関する**有識者会議**をそれぞれ設置し、専門的な検討を開始する。 総理による東京シューレ視察の様子 （出典：首相官邸ホームページ） ○　**中学校夜間学級の充実・改善等への取組事業** **（平成27年度概算要求　44百万円（41百万円増））** 　夜間学級における指導の改善、広報強化、未設置地方公共団体における新規設置に係る検討など、中学校夜間学級の振興を図る。

・幼児教育の機会均等と質の向上 ・幼児教育の段階的無償化 ・五歳児の義務教育化の検討	○　**幼稚園教育要領の改訂** 小学校教育との接続等の観点から、幼稚園教育要領の改訂に向け、中教審において、今後検討する。 ○　**幼児教育に係る保護者負担の軽減(無償化に向けた段階的取組)** **(平成27年度概算要求　事項要求)** 「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」で取りまとめられた方針を踏まえ、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、５歳児からの段階的な無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容については、予算編成過程において検討する。

・実践的な職業教育行う高等教育機関の制度化	○　文部科学省**「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」**（平成26年10月7日より開催）において検討中。 ＜審議に際しての視点の例＞ ・　新たな高等教育機関においてどのような職業人を養成すべきか（職業分野や職種等） ・　魅力ある教育機関とするにはどのような特色を持ったものとすべきか（教育内容や方法、教員の要件　等） ・　産業界との協働をどう確保すべきか（教育課程編成への参画、実務家教員の登用　等） ・　修了者の社会的・国際的な評価や、円滑な就職・進学等のためにはどうすべきか（学位・称号の付与、大学院への接続等） ・　社会人の学び直しニーズに対応しうる仕組みとするにはどうすべきか

教育再生実行会議分科会検討課題

第25回教育再生実行会議
資料3を元に一部修正

第1分科会：これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新について

１．我が国のイノベーション創出やグローバル化を担う人材の育成

・初等中等教育段階から、理数などの分野で稀有な才能の持ち主を、学校内外の教育活動において、いかに見出し、志を高め高度な人材として育成していくか。

・新たな分野を拓く人材や革新的な科学技術の事業化を担う人材など、我が国のイノベーションを牽引する高度な人材をいかに育成していくか。

・優秀な外国人留学生や海外留学を経験した日本人学生の日本社会での活躍促進など、日本の社会経済の発展に資する政策の在り方はどのようにあるべきか。

２．新たな価値創造に挑戦する起業家精神の育成

・答えのない課題に取り組む力や新たな領域の開拓に挑む力、起業家精神を育成する教育内容や教育活動の充実をいかに図るべきか。

・大学等を卒業後、起業しやすい環境づくりをいかに進めるか。産学官が連携して、起業に伴うリスクを恐れず挑戦できる仕組みをいかに構築するか。

３．ICT教育及びその活用、教育方法の転換による教育の質の向上

・ICTの適切な利用や情報モラルについての教育、プログラミング教育、情報セキュリティ人材の育成・確保をいかに図っていくか。

・ICTの活用など教育方法の転換により、初等中等教育段階における教育の質の向上をどのように図るべきか。その際の教師の役割や指導者の確保、従来の受け身型の授業とは異なる新たな教育方法はどうあるべきか。

・学校内外の学習機会において、ICTを活用したバーチャルな経験と多様な実体験とを組み合わせるなどして、いかに人間としての幅や強さを鍛える教育を実現していくべきか。

・高等教育の質の向上や機会の多様化を図る観点から、MOOC（Massive Open Online Course）など、オンラインによる学習コンテンツの提供をはじめ、学生の主体的学びの促進をどのように図っていくか。

第2分科会：**生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方について**

1．生涯現役・全員参加型社会の実現のための教育の在り方

・社会人の学び直しの質・量をいかに充実するか。特に、学び直しプログラムの充実、企業の支援、費用負担等の課題を克服し、「大学＝１８歳入学」という日本型モデルを打破する方策をどのように実行につなげていくか。

・女性の再就職支援など、社会の様々な分野において女性の活躍を支援するための教育の在り方はどのようにあるべきか。地方公共団体、大学、企業等の連携をどのように進めるべきか。

・生涯現役社会の実現に向け、高齢者が地域の社会・経済において活躍し続けることを支援する教育の充実をどのように進めるべきか。

・貧困の連鎖を断つための教育機会の確保、中退やニート防止のための支援の充実など、社会的責任を果たしながら自己実現を図る若者の育成や、就職支援をどのように進めるべきか。

・発達障害への対応も含め、早期に適切な教育を行うことから、能力を最大限伸ばし、社会的自立を図るまでの支援について、どのように進めるべきか。また、外国人児童生徒の教育についてどう考えていくか。

２．地方創生のエンジンとなる教育の在り方

・急激な少子高齢化が進行し、地域のコミュニティに多様な機能が求められる中、教育機関はどのような役割を担っていくべきか。まちづくりや、文化、スポーツ政策、福祉政策や雇用・経済政策等との連携をどのように進めるべきか。

・多様な地域人材の参画など地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域内外の交流やネットワークの拡大をいかに図るべきか。また、社会経済的ハンディキャップのある地域において、教育の質をいかに確保していくか。

・地域における産業・雇用の創出、人材の育成機会の確保・強化、中小企業におけるグローバル化対応やイノベーションへの支援、地域外との交流拡大など、地域の拠点となる大学等の機能強化をいかに図るべきか。

第3分科会：**教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方について**

１．我が国を取り巻く状況の変化を踏まえた教育投資の効果について

・少子高齢化の進展とその社会・経済に及ぼす影響を踏まえ、教育投資にはどのような効果が期待されるか。
その際、少子化の克服、格差の改善、経済成長･雇用の確保等の観点から、教育投資の効果をどう考えるか。

・幼児教育、義務教育、高等学校教育、高等教育、生涯学習（社会人の学び直し）などの教育段階における教育投資の効果や優先度をどう考えるか。

２．これからの教育投資、それを実現する教育行財政の在り方について

・教育投資の効果、現状等を踏まえ、幼児教育、高等学校教育、高等教育における教育費負担の軽減、幼児教育、初等中等教育の質の向上、高等教育の質・量の充実、グローバル人材の育成などのために、どのような投資が必要か。

・国と地方の役割･関係、国公立学校と私立学校の役割･関係、それに応じた公財政支出の在り方を含め、これからの教育行財政はどうあるべきか。

３．教育財源の確保の在り方について

・世代を超えて全ての人たちで子供･若者を支える安定的な教育財源を確保するための財源の在り方はどうあるべきか。その際、幼児教育、初等中等教育、高等教育といった教育段階や、機関補助、個人補助の違いなどに応じてどのように考えるか。

・在学中の費用を卒業後の収入に応じて負担する所得連動返還型奨学金、税制上のインセンティブを通じた民間資金の活用、世代間資産移転などの方策による財源確保の在り方についてどう考えるか。

（参考）
平成26年10月28日
第26回　教育再生実行会議　資料2－1　～　2－3

第１分科会の議論の状況

～これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新について～

〔開催状況〕

第1回　10月24日（金）　漆委員、齋藤委員 意見発表、 自由討議

委員からの主な発表意見

＜漆委員＞

○　少子化だからこそ起業教育が重要。品川女子学院では、「デザイン思考」の習得により、最適解を見つける力を育て、企業とコラボレーションした商品開発や、ソーシャルビジネスのケーススタディなどを通して社会貢献意識の醸成を図るとともに、実際の起業体験も行っている。

○　起業教育を通して、貢献意識、使命感、自己肯定感が育まれ、結果として学習力の向上にもつながる。また、起業教育には、チャレンジ精神を育てる失敗、リーダーシップなどを体得するためのもめ事、チームワークやイノベーションを生むための競争が必要。

○　女性が社会で活躍するようになれば、女性に関わる需要が増加し、それに対する新たな起業の可能性も広がることから、女子の起業教育は経済社会を牽引する力になる。

＜齋藤委員＞

○　コンピュータの性能が今後、指数関数的に伸びていく中、これからの教育では、より高次な知性を獲得していくことが必要。日本の子供、若者には創造力（クリエイティビティ）や想像力（イマジネーション）が不足している。イノベーションを起こすアントレプレナーはパッションとビジョンを持っている。

○　そのためには「なぜ、そうなるか」（Why）の問題提起、実践（Do）と失敗の経験、ボランティアとホビー、能力別クラス、ディベート、プレゼンテーション、プログラミング教育などを教育に取り入れるべき。

○　具体的な施策として、①実体験と結びつけて論じるエッセイを全高校、大学の入試科目とする、②ゴールだけを設定し、最初に到達した1チームだけが優勝賞金を獲得できる「X-prize方式」コンテストの導入、③様々な社会人学生の学び直しの奨励に取り組むべき。

討議での主な意見

○　「詰め込みは良くない」と言うべきではない。基礎的な知識もない思いつきでは通用しない。中等教育まででしっかり基礎的な力を固めないと大学でクリエイティビティを育めない。

○　伸びる子供とそうでない子の格差はあり、能力別の学習や生徒同士の学び合いが諸外国では行われている。

○　実践知はもともと日本では重視されたものであり、インターンや海外留学は重要。子供に過保護になっている親の意識改革も必要。

○　教育においては「知識」と「生き方」「考え方」を統合していくことが大切であり、その根底に必要なのが、自己肯定感。それをグローバル化の中でどう育むか、根本からの議論が必要。

○　起業教育では教員の資質が重要。これからの教員はファシリテータとしての力を付けるべきで、校長にもこうした教育をマネジメントする力が必要であるが、現在の大学の教員養成の中では十分教えられていない。教職大学院では学生と現職が交流しながら、こうしたことも学べるようにしていくことが大切。

○　公立学校では「儲け」や「商売」はタブー視してきたが、小学校の段階でも起業教育を取り入れていくべきであり、学習指導要領の中に総合学習の活動の例示として、アントレプレナーシップ教育を示してはどうか。

第２分科会の議論の状況

～生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方について～

〔開催状況〕

第1回　10月 6日（月）　永沢委員、佛淵委員 意見発表、 自由討議
第2回　10月21日（火）　尾﨑委員、松浦委員 意見発表、 自由討議

委員からの主な発表意見

＜永沢委員＞

○ 20代前半まで学生、65歳まで仕事、65歳から地域 という時間軸で縦割りのライフスタイルから脱し、地域の大学が拠点となりつつ、就労後も教育を受けながらステップアップしたり、早い段階から地域や社会の中で活躍しながら仕事もするというスタイルとしていくことが必要。

○ 大学が拠点となりながら、「観光」「店舗経営」など地域ごとの課題を解決するための実践的な教育プログラムと就業や創業のための支援メニューをリンクさせることにより、高齢者や女性、障害者など多様な人材が担い手となるような仕組みをつくることが必要。

○ 道徳教育をはじめ、日本の教育ノウハウを集積し、「JAPAN Education Project」として、日本の新たな産業の一つとして世界に発信していくべき。

＜佛淵委員＞

○ 労働人口の減少や技術継承の課題に対応するため、健康寿命の更なる延長や生き甲斐作りの学びを推進するとともに、「高齢者」の定義を変えるべき。

○ 初等中等教育については、更なる統廃合によるクラス数増加など機能強化を図るべき。できるだけ地方に大学生が残るよう、地方国立大学は学部教育、旧帝大等は大学院教育に特化し、旧制高等学校と旧帝大の関係へ改編すべき。

○ 地域、地方によって、何によって立地しているのかを見直し、それを踏まえた選択と集中や、地域コミュニティの拠点化が必要。

＜尾﨑委員＞

○ 地方の中山間地域では、地域に学校があることが極めて重要。学校規模等の一律の指針による統廃合が困難な地域が存在することを踏まえ、小中学校の統廃合など地域における学校の在り方は、今後も地方の主体的な判断に委ねるべき。

○ 学生が地元に残る環境づくり、社会人教育の充実、産学官連携や地域連携など地方の公立大学の機能強化を支援する地方財政措置の拡充を行うべき。

○ 大学のキャンパスや研究施設の地方移転の経費に対する支援を創設するべき。また、学生のインターンシップを出身高校都道府県で行うことの制度化や、都市部の大学との学生交流や実習受入に取り組む大学等に対する支援など連携・交流を促進する仕組みを整備するべき。

＜松浦委員＞

○ 防府市の富海地域では、人口や児童生徒数が減少する中、コミュニティ・スクールと小中一貫教育にセットで取り組みつつ、英語教育の充実や小学校での一部教科担任制、道徳教育の充実にも取り組む構想を進めている。

○ 若年層を呼び込むことで限界集落化を防止し、多世代家族による家庭内教育の向上を図るため、収入制限なく柔軟な家賃設定を行う「市有三世代住宅」構想も進めている。

○ こうした特色ある教育の展開による教育の再生や人口定住促進は地方創生への第一歩。

討議での主な意見

○ 60歳で定年になるとあまり社会から求められなくなり、生き甲斐を失ってしまうことが問題。高齢者に肩書きや役職を付与して、社会参画を促し、エンカレッジする取り組みは有益。

○ 子育て中の女性が大学で学べるよう、日本の大学にも保育所を整備すべき。奨学金などの支援も必要。英語で授業を行い、アジアの女性教育のハブにもなってほしい。社会人のニーズに合わせて、民間企業が大学でプログラムを設けることもあり得るのではないか。

○ 日本はフィジカルなバリアフリーだけでなく、年齢、男女、東京と地方など精神的なバリアフリーも実現することが必要。また、三世代協働を家族の中だけでなく、学校などの場で地域一体となって実践していくことが重要。

○ これまでの日本の教育は均一型であるが、これからはそれぞれの個性を伸ばし、多様性を認めながら、それがチームとしてまとまっていくような教育へとパラダイムシフトが必要。

○ 地域の課題、ニーズの洗い出しとともに、サポートしたいという気持ちを持っている人を実際の担い手になってもらうためのコーディネータの役割が重要。

○ 英国の高校ではコミュニティサービスについての授業が行われているが、今の日本の若者にも地域に対するボランティアやサービスへの意識付けの教育が必要。

○ 地域の商品開発等の取り組みは大学だけでなく、中学校や高校との連携も有益であり、こうした取組を通して、生徒が地域や郷土に対する愛着を持つようになる効果が大きい。

○ 地域振興を図る上では、例えば農業の6次産業化の場合でも担い手それぞれの文化意識の違いがあり、コーディネータの役割が重要。地域で拠点となる大学が人材育成とコーディネート機能も併せ持つようにすることが重要。

○ 社会人は社会の現実をよく分かっており、大学での社会人教育ではビジネスモデル作りまでセットにした実践的な教育内容としていくことが必要。

○ 地方の産業振興のために大学を活用することは重要であるが、優秀な教員が都市部に流出せず、地方大学にできるだけ来てとどまるよう、待遇面での改善も必要。

○ 企業経営と地域の再生は根本的に異なる。過疎の農山漁村にも付加価値を生むものがあり、地方の中で絞り込みが必要な場合でも、選択・集中の仕方は本当に難しい。

○ 地方に暮らす人が都市部との生活環境の差の中で、不安に思うのは医療と教育であり、一定の距離の中で拠点化を図りつつ、機能を維持していくことが必要。

第３分科会の議論の状況

～教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方について～

〔開催状況〕

第1回　10月15日（水）　文部科学省からのヒアリング、 自由討議

討議での主な意見

○ 日本は、1960年代にはGNPに比して教育水準の高い世界が注目する国で、教育費割合も高かった。それが我が国の成長を支えてきたが、第二次臨調以降、GDPの伸びに教育費の伸びが追いつかなかったことが、現状につながっている。

○ 教育投資の充実のためには国民的な理解が必要。議論を通じて、少子高齢化の中、孫を持つ祖父母世代からも、社会保障よりも教育を優先すべき、ある程度の負担をしても良いという声が上がるような環境づくりが必要。

○ 教育投資は重要であるが、投資には自己責任が伴い、子供の教育権が親にあるとすれば、親に選択の自由が保障されないといけない。スウェーデンではバウチャー制度が採られていると聞くが、一つの手法ではないか。

○ 国、地方の財政が逼迫する中で、切り込みやすかったのが大口の教育費。その中で、義務教育費国庫負担金の割合も、全国知事会等でも議論の上、1／2から1／3に引き下げられたが、地方への十分な財政措置がなされておらず、今では失敗だったと思っている自治体が多いのではないか。

○ 幼児教育については、保護者負担が重く、施設による格差もあり、市町村の現場から見て、最も課題を抱えているのではないかと感じる。

○ 少子化の克服のためには、幼児教育と高等教育に係る教育費負担の軽減が必要であるが、子供の幼児期はもう一人子供を持つかどうかを考える時期であり、負担軽減の必要性がより高い。

○ 現代社会は高度化・複雑化しており、基礎・基本だけでは通用しない。社会で活躍するのに必要な教育を高等教育段階まで受けるのに、その負担を個人や家庭だけに委ねるのは限界。幼児教育から生涯学習まで、それぞれ機関補助と個人補助の適切な組み合わせを考えていく必要がある。

○ 義務教育にも課題がある。我が国は教員の自尊感情が低い。教員の社会的評価と子供の学力に相関があるとの指摘もあり、また、日本の教員は国際的に見て授業以外の業務が多く、多忙との結果がTALISで出ており、教員の質の向上とともに、定数や処遇の改善が必要。

○ 米国では、教員の処遇の低下が、教員の質の低下や保護者が教員を尊敬しなくなることにつながり、教育の劣化を招くことが懸念されている。

○ 義務教育について、少人数指導、習熟度別指導のための定数が不十分であり、また、耐震化やトイレなど施設面での地域間格差がある。義務教育環境に格差が生じない措置が必要。

（参考）
平成26年11月20日
第95回　中央教育審議会総会　会議資料

総称	学力評価のための新たなテスト（仮称）	
実施主体	大学入試センターを、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施･方法開発や評価に関する方法開発などの支援を一体的に行う組織に抜本的に改組。	
個別名称	高等学校基礎学力テスト（仮称）	大学入学希望者学力評価テスト（仮称）
目的・活用方策	○生徒が、自らの高等学校教育における学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る。 ＜上記以外の活用方策＞ ○結果を高等学校での指導改善にも生かす。 ○進学時や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とする。 ※進学時の活用は、調査書にその結果を記入するなど、高等学校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として使用。	○大学入学希望者が、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握する。 「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「知識･技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力･判断力･表現力等の能力（「思考力･判断力･表現力）」を中心に評価。
対象者	○希望参加型 ※　できるだけ多くの生徒が参加することを可能とするための方策を検討。	○大学入学希望者 ※　大学で学ぶ力を確認したい者は、社会人等を含め、誰でも受験可能。
内容	○実施当初は「国語総合」「数学Ⅰ」「世界史」「現代社会」「物理基礎」「ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ英語Ⅰ」等の高校の必履修科目を想定（選択受検も可能）。 ○高等学校で育成すべき「確かな学力」を踏まえ、「思考力･判断力･表現力」を評価する問題を含めるが、学力の基礎となる知識・技能の質と量を確保する観点から、特に「知識・技能」の確実な習得を重視。 ※高難度から低難度まで広範囲の難易度。 ○各学校・生徒に対し、成績を段階で表示 ※　各自の正答率等も併せて表示	○「教科型」に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力･判断力･表現力を評価するため、「合教科・科目型」「総合型」の問題を組み合わせて出題。 ※　将来は「合教科・科目型」「総合型」のみによる「知識･技能」と「思考力･判断力･表現力」の総合的な評価を目指す。 ※　広範囲の難易度。特に、選抜性の高い大学が入学者選抜の評価の一部として十分活用できる水準の高難易度の出題を含む。 ○大学及び大学入学希望者に対し、段階別表示による成績提供
解答方式	○多肢選択方式が原則、記述式導入を目指す。	○多肢選択方式だけでなく、記述式を導入。
検討体制	○ＣＢＴの導入や両テストの難易度･範囲の在り方、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、成績表示の具体的な在り方等について一体的に検討。	
実施方法	○在学中に複数回（例えば年間２回程度）、高校２・３年での受験を可能とする。 ○実施時期は、夏～秋を基本として、学校現場の意見を聴取しながら検討。 ○ＣＢＴ方式での実施を前提に開発を行う。 ○英語等については、民間の資格･検定試験も積極的に活用。	○年複数回実施。 ○実施回数や実施時期は、入学希望者が自ら考え自ら挑戦することを第一義とした上で、高校教育への影響を考慮しつつ、高校・大学関係者を含めて協議。 ○ＣＢＴ方式での実施を前提に開発を行う。 ○特に英語は、四技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用。 ※　他の教科・科目や「合教科・科目型」「総合型」についても、民間の資格・検定試験の開発・活用も見据えて検討。
作問のイメージ	全国学力･学習状況調査のＡ問題（主として知識に関する問題）及びＢ問題（主として活用に関する問題）の高校教育レベルの問題を想定	知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するための力を評価する、PISA 型の問題を想定

「合教科・科目型」「総合型」について

思考力・判断力・表現力

知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力

（参考）

学校教育法第30条第2項においても、いわゆる学力の三要素の一つとして「知識・技能を活用して課題を解決にするための必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」を示しているところである。こうした力は、例えば、①概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする活動、②情報を分析・評価し、論述する活動、③課題について構想を立て実践し、評価・改善する活動等を通じて育成されるものとされ、小中高等学校等における言語活動等の学習活動において重視されている。

⇩

教科・科目の枠を越えた「思考力・判断力・表現力」を評価するためには、個々の教科・科目の範囲にとどまらず、複数の教科・科目を教科横断的・総合的に組み合わせて出題することが必要。

※ 「教科を超える思考力・判断力・表現力」としては、たとえば以下のような力が挙げられる

- 言語に関する思考力・判断力・表現力（読解力、要約力、表現力、コミュニケーション力等を含む。）
- 数に関する思考力・判断力・表現力（統計的思考力、論理的思考力、図やグラフを描いたり読んだりする力等を含む。）
- 科学に関する思考力・判断力・表現力（モデルをつくって説明する力、計画を立てる力、抽象化する力、大ざっぱに推定する力等を含む。）
- 社会に関する思考力・判断力・表現力（合理的思考力、歴史や社会の問題を特定し、議論の焦点を定める力、矛盾点をあらわにする力等を含む。）
- 問題発見・解決力（答えのない問題に答えを見出す力、問題の構造を定義する力、問題解決の道筋を文脈に応じて定める力等を含む。）
- 情報活用能力（情報を収集する力、情報を整理する力、情報を表現する力、情報を的確に伝達する力等を含む。）

合教科・科目型の問題の設計のイメージ（案）

1）評価する思考力・判断力・表現力（上記※）を明確化。

2）明確化された思考力・判断力・表現力が、どの教科・科目等においてどのような力として主に育成されるか特定。

例えば・・・　言語 ⇒ 国語・英語、　数 ⇒ 数学、　科学 ⇒ 理科、　社会 ⇒ 地歴又は公民

問題発見・解決力 ⇒ 総合及び各教科・科目、　情報活用能力 ⇒ 情報

3）特定された教科・科目等において育成される力を、他教科・科目等のどのような文脈に当てはめていくことが効果的かを検討しつつ、教科・科目等の組合せを決定し作問。

思考力･判断力･表現力を評価する調査問題の例　（参考）

◆全国学力･学習状況調査
教科に関する調査（国語、算数･数学、理科）のうち、主として「活用」に関する問題（いわゆるB問題）

◆OECD生徒の学習到達度調査（PISA）
読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの三分野について、以下の3側面が扱われる。
①生徒が各分野で習得する必要がある「知識領域」
②生徒が用いなければいけない「関係する能力」
③知識･技能の応用やそれが必要とされる「状況･文脈」

◆情報活用能力調査
情報活用能力を構成する次の3つの観点から出題。
①情報活用の実践力
②情報の科学的な理解
③情報社会に参画する態度
※調査問題の範囲は、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等で実施することが想定される学習活動とする。

◆PISA問題解決能力調査
解決の方法が直ぐには分からない問題状況を理解し、問題解決のために、認知的プロセスに関わろうとする個人の能力（進んで問題解決に関わろうとする意志も含まれる）を測ることとしている。
測定の対象となる認知的プロセスは、①探究･理解、②表現･定式化、③計画･実行　④観察･熟考。

◆大学入試センター「新しい試験の開発に関する研究」
教科ごとの知識･技能とは異なる、問題解決や課題遂行に必要となる基本的な能力や適性、実践的な言語運用能力や数理分析力等を評価。具体的な問題を試作し、モニター調査による識別力等の分析･評価等に取り組むなど、新しい試験の在り方を研究。

「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の難易度と大学入学者選抜への活用方策のイメージ

（一般入試・推薦・AO入試の区分を廃止し、入学者選抜全体において、
アドミッション・ポリシーに基づき大学入学希望者の多様な能力を多元的に評価する選抜へ抜本的に改革）

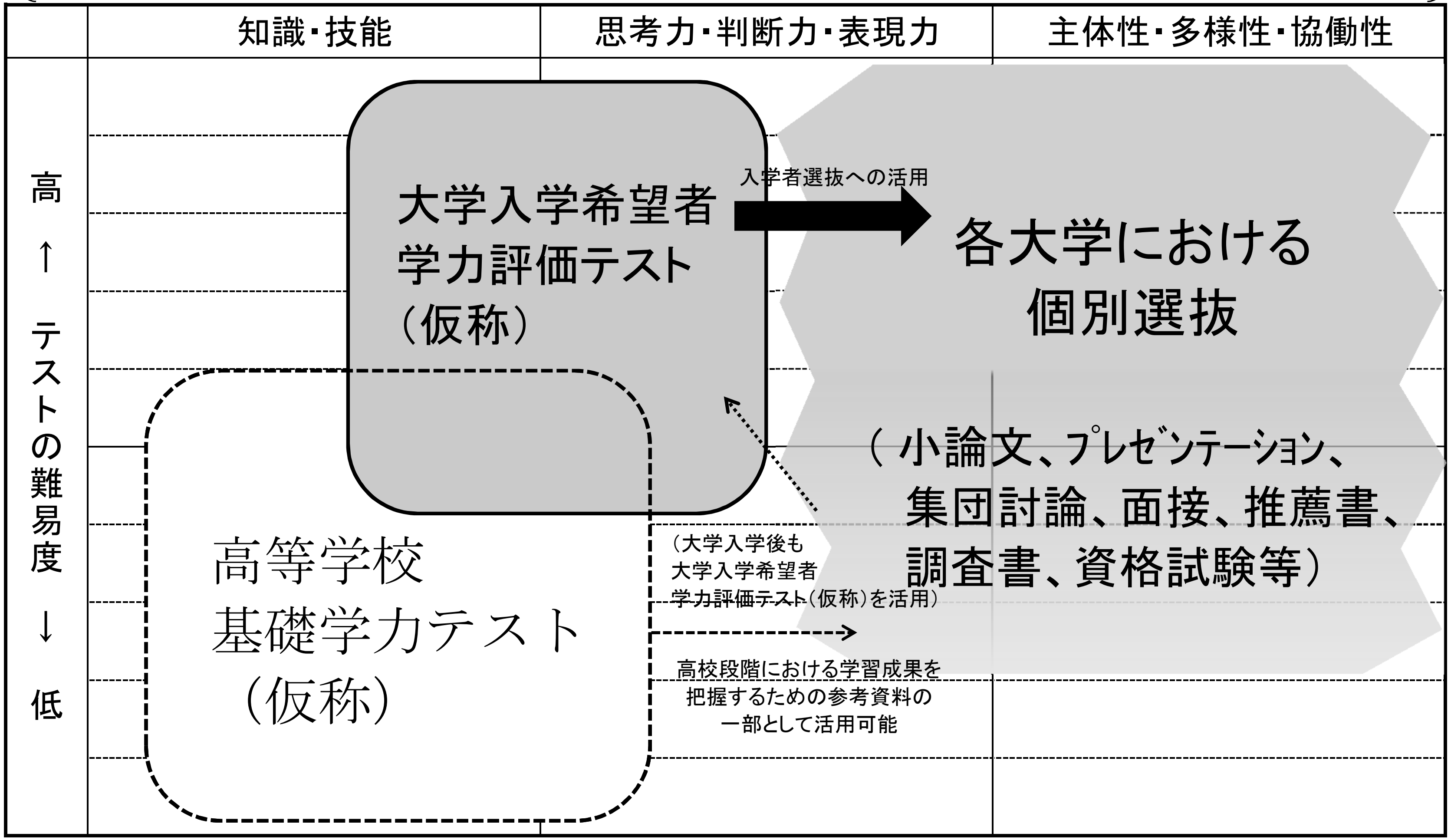

■ 大学入学者選抜のための仕組み。
⬚ 高校教育の質の確保・向上のための仕組み。
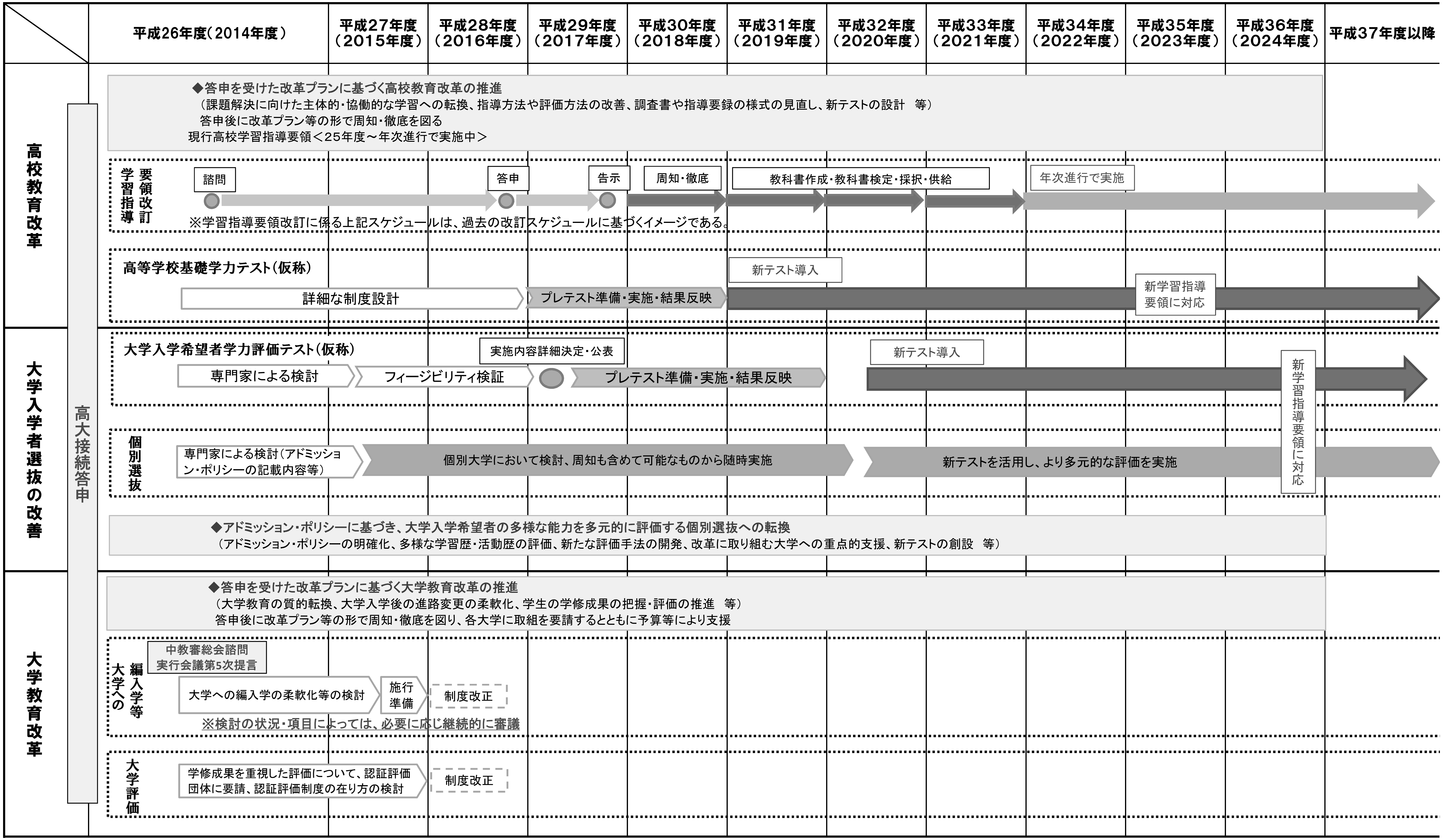
高校教育・大学教育・大学入学者選抜の改革スケジュール（案）